

# 条例の点検・見直しシート

		作成年月日	平成24年6月29日	
条例の題名	三重県景観づくり条例	公 布 日	平成19年10月20日	
条例番号	平成19年三重県条例第66号	直近改正日	なし	
所管部局課	県土整備部景観まちづくり課	電 話 番 号	059-224-2748	
条例の概要	景観法の規定に基づき、景観づくりに関し、県及び県民等の責務並びに県と市町との連携を明らかにするとともに、基本となる事項を定めることにより、景観づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、新たなまちづくり活動等を通じて潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図ることを目的とするものである。		条例の類型	理念型 規制型 委任型
視点	項 目	回 答	検 討 内 容	
必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	景観法第4条に規定する地方公共団体の責務を果たすために必要な事項を定めたものであり、条例の目的は、妥当性を有している。	
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい	都道府県は、景観法において、「地域における景観行政を担う主体(景観行政団体)」と規定されており、公的な関与が必要である。	
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	はい	条例に基づく事務・事業は全て行われている。	
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	はい	景観づくりに関し、基本となる事項を定めており、必要最小限の規制となっている。	
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない(規則、要綱等で規定する余地はない。)	はい	景観法の規定により、条例で定める必要がある。	
適法性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	はい		
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない(近年の判例動向に適合している。)	はい		
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	はい		
有効性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい		
	条例の目的は、県民力ビジョン等と整合している。	はい	施策353 快適な住まいまちづくり	
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	はい		
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	はい	景観法に基づき、県と県民等の責務、県と市町との連携、景観づくりの基本となる景観計画の策定やその運用に必要な事項、景観審議会の設置等について規定しており、一部であっても規定を廃止した場合、県の行政運営に支障が生じる。	
効率性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	はい		
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。	はい		
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい		
公平性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	はい		
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	はい		
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	はい		
その他	条例の内容において、県民(団体)、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。	該当なし		
	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。	はい		
点検・見直し結果	改正・廃止の必要はない 現在の規定は、要件のいずれをも満たし、改正の必要がないと考える。	特 記 事 項	見直しに関する規定の有無	有効期限に関する規定の有無
			無	無